

1 概要

呉市地域包括ケアシステムを構成する次の事業の会議体について、並列的設置から体系的設置にするための改正を行った（令和3年12月）。これにより、各会議体の役割・連携機能を発揮させ、実効性のある政策形成を図る。

- (1) 呉市地域ケア会議
- (2) 呉市在宅医療・介護連携推進事業
- (3) 呉市認知症施策推進事業
- (4) 呉市生活支援・介護予防サービス体制整備事業

2 呉市生活支援・介護予防サービス体制整備推進協議体設置要綱の主な改正点（資料4参照）

(1) 第3条

呉市地域ケア会議の検討委員会に位置づけられたため、委員の指名を「市長」から「議長」に改める。

(2) 第4条

実態としてほとんど委員変更がないため、委員の任期を削る。

(3) 第5条

呉市地域ケア会議の検討委員会に位置づけられたため、委員長の選出を「委員の互選」から「議長が指名する」ことに改める。

(4) 第6条

会議の開催要件を削る。

(5) 第9条

その他必要な事項は、検討委員会の主体性を確保するため、委員長が検討委員会に諮って定めることに改める。

